

交付材料亡失き損に伴う事務処理について

(昭和42年5月13日業務部長決)
(最近改正 平成23年3月28日管財調達担当課長決)

請負業者が当局から交付を受けて占有保管する材料（以下「交付材料」という。）を亡失、き損した場合の事務処理の方法は、次のとおりとする。

- 1 担当物品取扱員は、当該業者から「交付材料亡失き損報告書」を徴し、所属長に送付する。
- 2 所属長は、管財課長あてに通知する。
- 3 管財課長は、所属長あてに当該物品の価格を通知する。（帳簿価格による。）
- 4 所属長は、賠償金を調定し、（科目は雑収益、その他雑収入）納入通知書を作成、交付し収納を確認する。

ただし、納入通知書を工事完成報告書に添付し、支払金と相殺してもよい。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。